

令和8年4月から、 小型家電品の再資源化を強化します

小型家電リサイクル法に基づき、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に定められている下記の「特定対象品目」の収集体制を強化します。

●特定対象品目

◆携帯電話（スマートフォン含む）、パソコン（ノート型、デスクトップ型、タブレット型）、モニター、タブレット端末

※パソコンのCRTディスプレイ（ブラウン管ディスプレイ）は回収対象外です。

◆電話機、ファクシミリ

◆ラジオ

◆デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ

◆映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダ等）

◆音響機器（CDプレーヤー、ICレコーダ、イヤホン等）

◆補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ等）

◆電子書籍端末

◆電子辞書、電卓

◆電子血圧計、電子体温計

◆理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり、電気バリカン、電動歯ブラシ等）

◆懐中電灯

◆時計

◆ゲーム機（据置型、携帯型等）

◆カー用品（カーナビ、カーステレオ、カーDVD等）

これらの付属品（ACアダプタ、充電器、ケーブル、マウス等）

注意：個人情報を含むものは、あらかじめデータを消去してから出してください。



●収集場所

①資源・不燃ごみ集積所（月1回）

これまで市で収集できなかったパソコンが資源・不燃ごみとして出せるようになります。

※パソコンは「金属類・小型の家電品」のコンテナに出してください。

②エコステーション

各エコステーションでも、特定対象品目の小型家電品が出せるようになります。

- 北部エコステーション（藤枝市城南3-1）
- 南部エコステーション（藤枝市大西町1-9-3）
- 岡部エコステーション（藤枝市岡部町内谷638-1）

※各エコステーションの開場日、受入時間等の詳細はホームページをご覧ください。



市ホームページ
(エコステーションの利用)

●注意

リチウムイオン電池等の小型充電式電池を含む製品については、可能な限り電池を取り出してください。

（取り外した電池はなるべくリサイクル協力店の回収ボックスに出してください。）

対象外や膨張しているものなどは、絶縁処理をして、月1回の資源・不燃ごみの日に出すか、リサイクルセンターへお持ち込みください。）